

任意組織・団体等への支援助成に関する内規

有 田 川 町 商 工 会

(目 的)

第1条 商工会の会員数が多く、巡回してもなかなかまわり切れないのが現状である。規模が大きいことにより加入しているもののなかなか全ての会員と商工会との関わり＜メリット＞、接点が薄い。そのためには従来の部会以外の組織等に対して支援することにより、個対個の巡回で出せない集団・組織への【商工会メリット】を運営支援の形で手助けしていくために助成する。

(対 象)

第2条 この助成の対象団体は、次のとおりとする。

- ①有田川町内に存する団体であること
- ②当会の会員が80%以上で組織する団体であること
- ③商工会の掲げる事業目的から逸脱していない団体であること

(助成申請)

第3条 この助成を受けようとする団体は、下記の申請書を商工会長に提出するものとする。

- ①助成申請書
- ②事業実施計画書
- ③収支予算書
- ④団体の構成員名簿

(報 告)

第4条 この助成を受けた団体は、年度終了後にすみやかに下記の報告書を提出するものとする。

- ①事業報告書
- ②収支決算書

(助成額)

第5条 助成額は、別に定める。

2 助成金は、商工会予算の範囲内で助成する。

(その他)

第6条 この助成に関して定めのない事項に関しては、事業推進委員会で検討し、会長が決定する。

付 則

(実施の時期)

この内規は、平成23年11月16日より実施する。